

千葉市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年7月13日

千葉市監査委員	宋 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	米 持 克 彦
同	白 鳥 誠

5千総業第118号  
令和5年7月5日

千葉市監査委員 宍倉輝雄様  
同 宮原清貴様  
同 米持克彦様  
同 白鳥誠様

千葉市長 神谷 俊一

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

令和元年度及び令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 6. 公立保育所等の運営に係る事務

#### (9) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【幼保支援課、幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑩公立保育所等における常勤職員の休日勤務時間の登録について【幼保運営課】（報告書 P279）</p> <p>公立保育所等の常勤職員の時間外勤務、休日勤務の時間については、保育所長又は認定こども園長が時間外等勤務命令簿を基に「庶務・事務システム」の時間外等実績報告書に職員ごとの時間を登録し、給与課に報告している。</p> <p>公立保育所等の実地調査時に、時間外等勤務命令簿と庶務・事務システムから印刷された時間外等実績報告書とを照合したところ、平成 30 年 8 月に、研修で土曜日に勤務した職員の勤務時間（1 時間 30 分）が時間外等実績報告書に登録されていない事実が発見された。</p> <p>当該事案は、保育所長が時間外等勤務命令簿の情報を「庶務・事務システム」の時間外実績報告へ入力する際の事務過誤によるものであるが、現状の事務フローでは公立保育所等の所長（園長）が行う「庶務・事務システム」の入力に対して、他の者が入力チェックを行う体制となっていないこともその一因である。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>発見された休日出勤時間の登録漏れによる給与計算誤りについては、速やかに措置をされたい。また、「庶務・事務システム」の時間外実績報告の入力について正確に実施される体制を構築されたい。</p> <p>具体的には時間外実績報告に登録された内容について、入力者とは別の担当者による入力内容のチェックが行われる体制が望まれる。また、そのためには職務分掌の見直しも必要になると考える。</p>	<p>休日出勤時間の登録漏れによる未払分の給与については、時間外等実績報告の訂正を行った上で、該当職員へ追給した。</p> <p>また、「庶務・事務システム」の時間外等実績報告の入力体制については、保育所等における事務処理の実態等を考慮し、入力については従前どおり所長又は園長が行った上で、他の職員による確認を徹底することとした旨を、幼保運営課から各公立保育所長等へ周知した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 5. 千葉市動物公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②動物交換契約に係る収入未済について【動物公園】（報告書 P110）</p> <p>動物公園では、平成29年4月13日に事業者と動物交換契約を締結したが、交換対象のうち一部の納入が困難となったため、その代替として、平成30年1月18日までに同事業者に対して計55万円の債権が発生した。その後、当該債権の当初納期限である平成30年2月28日に同事業者の破産手続開始が決定され、同年10月3日に破産手続廃止の決定がされた後、同年10月17日には登記簿の閉鎖登記が行われた。</p> <p>これに対し、動物公園では、令和2年8月以降に初めて上記事実を確認し、経緯の確認を踏まえて、令和2年12月3日に徴収停止手続を行っている。また、この55万円の未収債権については、徴収停止日以降1年以上経過しても状況が変わらず、徴収見込みのない債権に該当するものと認識し、令和3年度において、債権管理条例第7条第5号に基づき、債権放棄することを予定していることが確認された。</p> <p>上記のとおり、動物公園では、債務者が破産手続を開始してから、実際に破産管財人への問い合わせ等をして破産手続の経緯を把握した令和2年8月までの約2年6か月もの間、破産管財人への接触を行っておらず、未収債権に係る法令上の適正な回収手続を行っていなかった。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>動物交換契約に係る収入未済については、債権管理事務を合理的かつ効率的に実施するためにも、未収債権に係る破産手続が開始された場合には、動物公園は、破産管財人と適時適切に連絡を取り合い、時機を逸することなく必要な対応をとる必要があることから、今後の適時適切な対応を確保するため、破産手続への対応に関する市所管課としての事務処理手順書等を改訂されたい。</p>	<p>令和4年10月1日付けで、未収債権に係る破産手続について、破産管財人と適時適切に連絡を取り合い、時期を逸することなく必要な対応を行うことを徹底する旨を記載した書面を作成し、所属職員へ周知徹底した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 5. 千葉市動物公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑦正門展示場と大池ゾーンの整備について【動物公園】（報告書P121）</p> <p>動物公園リスタート構想では、エントランスは動物公園の顔であるという考え方にに基づき、動物公園の展示のリニューアルとして、正門展示場のオープンを計画している。また、令和3年に実施した来園者アンケートの結果によると、7割以上は大池に行ったことがなく、半数は大池の存在を知らないことが判明したため、来園者の大池への誘導を図るために、大池周辺の整備と合わせた正門前の案内板の拡充を検討している。</p> <p>ただ、正門展示場の整備事業については、平成30年度に実施設計を外部へ委託して完了しているにも拘らず、翌年の令和元年度において、向こう2～3年程度の更なる検討の時間が必要と判断し、以後の設営を延期・凍結している。</p> <p>正門展示場の設営延期・凍結については、やむを得ない判断であると考えるが、結果的に、実施設計の翌年度での延期・凍結の決定であり、実施設計前の企画立案と基本設計段階において、正門展示場の整備が当初の目的に沿った効果が得られるものであることを十分に検討しているか疑義が生じる事務は適切ではなく、投資対効果を明確に把握して適切な評価を行うことが必要であること等から、改善の余地があると認められる。</p> <p>また、大池ゾーンの整備に際しては、正門展示場の整備と併せて実施することが想定されるが、同様に、実施設計に着手する前段階において、同ゾーンの整備が、新たな来園者の獲得という整備目的に沿ったものであるかどうか、投資対効果を明確に把握して適切な評価を行うことが必要である。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>正門展示場と大池ゾーンの整備については、動物公園における施設整備計画の経済性を確保し、</p>	<p>千葉市基本計画第1次実施計画に基づき、新たに整備予定の新ゾーンにおいては、基本計画を策定し、基本設計を行うものとし、実施設計前の段階で事業内容の有効性と実現性を考慮することとした。</p>

施設の効果的かつ効率的な整備を実行するためにも、正門展示場と大池ゾーンの整備を実施することにより、動物公園への期待感を高め、新たな来園者の獲得という整備目的が達成されるか否かを十分に検討する必要があることから、動物公園は、実施設計に着手する前段階において、投資対効果を明確に把握して適切な評価を行う事務を徹底されたい。

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-2 大規模公園等の監査結果について

#### 6. 昭和の森の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①貸自転車供用時間の条例違反について【(株)塚原緑地研究所】(報告書 P249)</p> <p>昭和の森の貸自転車の供用時間は千葉市都市公園条例別表第2では午前9時から午後5時までとされている。一方で、月次報告書のうち、令和2年4月度～6月度の月次報告書に、貸自転車の供用時間は午前9時から午後4時と記載されていた。しかし、市所管課では、事業計画書では供用時間は午後5時までと記載されており、かつ、供用時間については年度当初に指定管理者との間で確認を行っていたことから、指定管理者への再確認等は行わずに、単なる記載ミスであると思込み、条例どおりに午後5時まで供用されているとの認識でいた。</p> <p>しかし、実際には、令和2年7月6日の緑公園緑地事務所職員の巡回により、貸自転車の供用時間について、条例で定めた供用時間よりも30分短い16時30分までの供用としていることが確認された。そのため、市所管課においては、即日、是正すべき旨を指定管理者へ指導している。</p> <p>指定管理者における問題点としては、供用時間に係る必要な情報が適時に貸自転車の窓口担当者等の組織内の適切な者に伝達されていないことや、施設の所有者である千葉市の施策を十分に理解せずに業務を実施していること等が懸念される。</p> <p><b>【結果（指摘①）】</b></p> <p>貸自転車供用時間の条例違反については、都市公園施設における利用者の公平性を確保し、指定管理業務を適切に実施するためにも、指定管理者は千葉市の施策について千葉市と同様に行うことが求められることから、指定管理者は、条例で定められた供用時間を厳守する事務を徹底されたい。</p> <p>なお、指定管理者は、市所管課からは是正すべき</p>	<p>条例で定められた供用時間で運用されるよう、所管課から指定管理者に対して是正指導を行った。</p>

<p>旨を指導された令和2年7月6日から、条例に規定された供用時間に訂正を行っている。</p>	
---	--



## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 6. 昭和の森の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤物品の管理について【緑公園緑地事務所】（報告書 P261）</p> <p>都市公園施設の設置許可により維持運営・管理するにあたり、管理許可対象施設に収容されている家財や設備及び什器等の備品については、その財産権は千葉市に帰属し、事業者に貸与することとされている。都市公園施設管理許可条件書においても、管理許可対象施設及び備品の管理にあたっては、関係法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならないとされている。しかし、昭和の森フォレストビレッジの現場往査において、ガスレンジ及び冷蔵庫について、過年度において廃棄済みであるにも拘らず物品処理伺書等による報告が漏れていることが確認された。</p> <p>物品会計規則第 35 条では、保管する物品について亡失又は損傷があったときは、直ちに物品処理伺書により物品管理者に報告しなければならないとされている。</p> <p><b>【結果（指摘①）】</b></p> <p>管理許可対象施設における備品の管理については、物品管理事務の透明性を確保し、物品の適正かつ効率的な使用を確保する必要があることから、緑公園緑地事務所は、管理する物品について亡失又は損傷があったときは、直ちに物品処理伺書により物品管理者へ報告する事務を徹底されたい。なお、この指摘事項について、緑公園緑地事務所では監査での指摘を受け、令和3年12月に備品の廃棄処理を行ったことを確認した。</p>	<p>指摘の対象物品について、令和3年度中に物品処理伺書による不用申請処理を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 6. 昭和の森の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤物品の管理について【緑公園緑地事務所】（報告書 P261）</p> <p>物品会計規則第 46 条では、出納又は保管する物品について出納簿等の帳簿を備え、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。また、同規則第 47 条では、生花類、苗木、種子、肥料等で直ちに消費する物品については、帳簿の記載を省略することができるとされている。</p> <p>昭和の森では、平成 22 年 11 月からボランティア団体が活動しており、花壇づくり、土作り、花苗の育成、植栽等のボランティア活動に際し、緑公園緑地事務所から腐葉土等の必要な消耗品を支給している。しかし、昭和の森への現場往査において、腐葉土 9 袋、草花・野菜・球根の土 9 袋、鹿沼土 3 袋、軽石 12 袋が保管されていたが、出納簿が作成されていないことが確認された。</p> <p>購入時から 1 年以上経過しても消費されていない物品については、直ちに消費するものには該当しないため、現場往査の時点で出納簿が備えられていない事務は、合規性に対する違反であると認められる。</p> <p><b>【結果（指摘②）】</b></p> <p>ボランティア用消耗品の管理については、物品管理事務の透明性を確保し、物品の適正かつ効率的な使用を確保する必要があることから、緑公園緑地事務所は、1 年以上経過しても未使用の消耗品については、消耗品出納簿を備え、記録する事務を徹底されたい。なお、この指摘事項について、緑公園緑地事務所では監査での指摘を受け、令和 3 年度において消耗品出納簿を備え、記録するようにしたことを確認した。</p>	<p>令和 3 年度以降は消耗品出納簿を備え、品目ごとに現在高などを記録している。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

##### 9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①備品の移動に係る備品台帳更新の遅延について【公園管理課】（報告書 P330）</p> <p>有吉公園及び古市場公園を現場往査し、備品現物と備品台帳を照合したところ、コートローラー及びグラウンド等整備車について、備品台帳に記載の保管場所と実際の保管場所が相違している事例が発見された。</p> <p>なお、指定管理者は年1回4月頃に備品の所在場所について報告している。市所管課は確かにその報告を受けているが、適切な事務についての認識が十分でなかったことから、備品台帳上の保管場所の更新登録を適時に行っていなかった。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>市所管課においては、指定管理者から備品の移動について報告を受けた場合には、適時に備品明細一覧表を更新する事務を徹底されたい。</p>	<p>事務処理の留意事項等を記載した業務マニュアルを作成し、指定管理者から備品の変更について報告を受けた場合には、適時に備品明細一覧表の更新を行うよう周知徹底した。</p> <p>なお、コートローラー及びグラウンド等整備車については、使用不能であったため、物品処理伺書により不用決定を行い、廃棄の事務手続を実施した。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 9. その他指定管理対象の都市公園の監査結果について

9-1. 千葉市都市公園施設の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑦指定管理者から寄贈を受けた備品の備品台帳への未登録について【公園管理課】（報告書 P337）</p> <p>「千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」においては、自主事業において余剰金が発生した場合に、指定管理者が備品を購入し、市に寄附する旨の規定がある。</p> <p>指定管理者は、平成28年度～令和元年度にかけて、モルテンデジタイマー等5種の備品を寄附しているが、市所管課は、寄附を受けた備品について備品明細一覧表への登録を失念していた。</p> <p>寄附による受入も含めて、備品を取得した際には、備品明細一覧表に登録し、管理する必要がある旨が千葉市物品会計規則に規定されているものの、市所管課において、適切な事務についての認識が十分ではなかった。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>指定管理者から寄附を受けた備品については、市所管課において、備品明細一覧表への登録を適時に行う事務を徹底されたい。</p>	<p>指摘を受けた備品については、備品明細一覧表への登録を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-3 出資団体の監査結果について

#### 1. 株式会社千葉マリスタジアムの監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>④スタジアム管理契約書に記載の文書管理規程の未作成について【(株)千葉マリスタジアム】（報告書 P375）</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、(株)千葉ロッテマリーンズと施設の管理業務委託に係る契約を締結しており、千葉マリスタジアムの施設管理及び使用料の収納に関する業務を委託している。</p> <p>施設管理業務委託契約書第13条において、(株)千葉マリスタジアムは管理する施設に関して作成した書類や取得した書類（文書、図画及び電磁的記録等）を適正に管理するために、書類の分類、作成、保存、廃棄及び引継ぎに関する基準その他の「対象文書」の管理に関して必要な事項を定めた文書管理規程を作成し、その内容に関して甲の承認を得る必要があることが記載されているが、(株)千葉マリスタジアムは上記の文書管理規程を作成しておらず、その帰結として株式会社千葉ロッテマリーンズによる承諾も得られない状況である。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、株式会社千葉ロッテマリーンズと締結した施設管理業務に係る契約書第13条に基づき、対象文書の管理に関して必要な事項を定める文書管理規程を作成して、株式会社千葉ロッテマリーンズの承認を得たい。</p>	<p>(株)千葉マリスタジアムは、施設管理業務委託契約書に基づき、文書管理規程を作成するとともに、委託者である(株)千葉ロッテマリーンズの承認を得た。</p>